

第36回 鹿児島県「ごはん・お米とわたし」図画コンクール 実 施 要 領

1. 趣旨

J Aグループがすすめる「みんなのよい食プロジェクト」の一環として、これからの食・農を担う次代の子どもたちに、お米・ごはん食など、日本の食卓と国土を豊かに作り上げてきた農業全般についての学びを深めてもらうとともに、子どもたちの優れた作品を顕彰することを通じて、農業の多面的機能と、お米・ごはん食の重要性を広く周知することを目的に実施する。

2. 主催

鹿児島県農業協同組合中央会

3. 後援

鹿児島県、鹿児島県教育委員会

4. 応募

(1) 課題

毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関しての思い出や考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現したもの

(2) 応募資格

鹿児島県内の小学校、義務教育学校（前期課程）および特別支援学校の小学部に在籍する児童

(3) 応募規格（大きさ等）

1部 小学校1～3年生

2部 小学校4～6年生

B3版、もしくは四つ切りの市販画用紙を使用。画材は特に制限しません。

(4) 応募規則

- ① 課題に沿った作品を対象とします。
- ② 他のコンテストに応募していない作品に限ります。
- ③ ひとりで1部門に2点以上の応募はできません。
- ④ ポスター形式（標語・キャッチフレーズ文字の入ったもの）の作品は応募できません。
- ⑤ 応募の際は、学校ごとにとりまとめて別紙の応募整理台帳（3ページ目）と、応募作品一覧表（4ページ目）を必ず添付してください。応募作品一覧表につきましてはエクセルで様式を作成後、応募者全員の学年、氏名、題名を記載

し、下記アドレスまでメールで送信してください。また、メールで送信したリストは、作品を送付する際に同封願います。

また、一覧表は1部、2部に分けて作成をお願いいたします。

【送付先メールアドレス】 event@soko-ad.co.jp

⑥ 図画作品には、1点ごとに次の事項を記入した応募票(5ページ目)を貼り付けてください。貼り付け位置は、裏面中央とします。

なお、応募票を貼り付けていないものは受け付けません。

ア. 作品の題名

イ. 氏名・性別

ウ. 学校名・学年・組

⑦ 作品の出版、放送、冊子やホームページ等への掲載に関する権利はJ A鹿児島県中央会に帰属するものとします。

⑧ 本コンクールの作品応募に際して提供された個人情報は、承諾なく第三者に提供しません。ただし、入賞者については入賞発表や表彰式などのほか、主催者の広告媒体への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表や使用することがあります。

⑨ 作品は原則として返却しません。

(5) 締切日

令和元年9月17日(月) 必着

(6) 作品の送付先

〒892-0824 鹿児島県鹿児島市堀江町12-14

「ごはん・お米とわたし」図画コンクール係

TEL: 099(227)4040

5. 審査および結果の発表と表彰

(1) 審査

10月上旬に、主催者が定める審査員によって、審査を行います。

(2) 入賞者発表

令和元年11月を予定

※ 応募のあった学校へ文書にて報告します。

(3) 賞

鹿児島県知事賞	1点	計1点
鹿児島県教育委員会賞	1点	計1点
J A鹿児島県中央会会長賞	各部2点	計4点
佳作	各部3点	計6点

6. 全国コンクールへの出品

上記の審査で入賞した作品(佳作をのぞく)を、全国農業協同組合中央会主催の全国コンクールに出品します。

7. 問い合わせ先

「ごはん・お米とわたし」図画コンクール係

TEL : 099 (227) 4040

【先生方へ】

審査にあたっては、次の基準に従いますので応募の際、ご注意ください。

《主題のとらえ方について》

1. 子どもらしい発想を尊重する。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアのものがよい
2. 理解させるためディスカッションすること
3. 宿題的な押し付けで描かせないこと

《基準について》

(次のようなものは審査の対象外になります)

1. ごはん及びお米を主題としていないもの
2. スローガンや言葉を文字にして入れたポスター的なもの
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの
4. 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの(擬人化したもの)
6. 石、木片などを張りつけたもの
7. 紙の寸法が極端に大きいものや小さいもの
8. 紙がボール紙のように厚いものや習字紙のように薄いもの
9. 台紙に貼って応募したもの
10. ブランド名や企業名など宣伝になる恐れがあるもの

ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは、石版画、シルクスクリーン、木班、スクラッチボードを利用したものは基準内として審査対象とします。

また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とします。